

## 家計相談支援

相談者自身が家計の管理が出来るようにお手伝いします。家計状況の「見える化」をして、継続的に支援をしていきます。



Aさんが、毎月の支出を把握する為にご自身が負担にならない様な家計簿を作成し、定期的に相談をして、一緒に確認します。

## 就労支援



両親が自身に介護が必要になったが子どもに介護力がないこと、収入が両親の年金だけで、子どもの引きこもり・就労の件で相談。



支援員により両親の介護は介護保険の申請をし、認定後にサービス利用に至る。子どもについては、理解のある飲食店で働き始めた。はじめのうちは休みがちでしたが、環境に慣れてくると徐々に休みも減り、安定した就労に至りました。



# 支援一覧

生活困窮者支援には就労準備支援や住居確保給付金の支給など様々な支援があります。具体的にどんな事を一緒に行っていくのかを具体例を元に紹介いたします。

## 自立相談支援

自立相談支援機関の相談支援員が生活にお困りの方からの相談を受け、必要な情報提供及び助言を行い、事業利用のための支援プランを作成した上で、自立に向けた支援を行います。

Bさんは、兄と農業をして暮らしていたが、兄が亡くなり、家業である農業を続けることが出来なくなった。本人宅に訪問し、面談を行なう中で、「パソコンをやってみよう」との希望を話される。

相談支援員は、地域活動支援センターを紹介し、5回ほど同行支援を行なった。現在では、一人で地域活動支援センターに通い、パソコン教室を受講し、就労に向けての準備をしている。



## 住居確保給付金の支給

離職や休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月（最大9ヶ月）家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。



くらし・しごと相談処しりべしでは、申請時のお手伝いやハローワークの同行支援なども行います。お気軽にご相談ください。

## その他の支援

「食べるものがない」その時にご相談ください。フードバンク事業者と連携をして、食料品を提供します。必要に応じて生活上のお困りごとの相談にも応じます。



「子どもの学習・生活支援事業」当該事業の相談窓口となっています。生活困窮世帯等の子ども達に対して、学習の支援や生活・進路についての支援を行ないます。（実施主体 NPO 法人漂流教室）



# 相談支援の流れ

1 相談員へご相談下さい。  
悩みや困り事を拝聴します。



2 どうしたら解決できるか、  
どのような支援があるか、  
一緒に話し合います。

3 要望や願いを話し合い  
一緒に計画を立てます。



4 計画に沿って、課題を一つずつ  
解決に取り組んでいきます。



## 安心した生活へ

相談に関するよくあるご質問

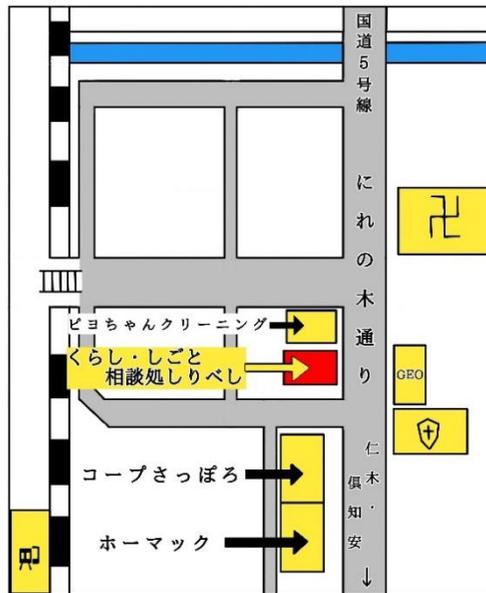
- 相談処へ行けない時は？  
A. 相談員がご自宅に伺う事も出来ます。  
また、お電話にても承っています。
- 本人でなければダメですか？  
A. まずはご家族の方でも構いません。
- 仕事を紹介してくれますか？  
A. 仕事の紹介はしていません。ハローワークに  
同行する等の支援を行います。

## 事業所案内

失業や借金など生活上の困りごとを抱えている  
方に対して、専門の支援員が相談を受け、相談  
者の個々の状態にあった、支援プランを作成し、  
様々な制度、サービスの調整や就労の支援を行  
うことで、相談者の問題の解決や自立に向けた  
支援を行います。

## 連絡先

〒046-0003  
北海道余市郡余市町黒川町 10 丁目 3-8  
TEL 0136-48-6227  
FAX 0136-48-6228  
メールアドレス  
shiribeshi.soudan@song.ocn.ne



後志総合振興局受託事業  
受託先・運営 NPO 法人後志圏域総合支援センター

ご存知ですか？  
生活困窮者自立支援制度

まず、**ご相談**  
ください！



くらし・しごと  
相談処しりべし

TEL 0136 - 48 - 6227

